

引續右要求ヲ云スハ、
(2) 事業主側
工場主ハ交渉解決シ、府下六崎町下六崎ニ立ニ工
人協會ニ依頼スリ
如及申(通)報候也

引續右要求ヲ云スハ、

勞務第一。四五第

昭和六年三月二十三日 警視總監 丸山 鶴吉

6. 3. 24
2291

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 吉田 茂殿
埼玉縣知事 丹羽七郎殿

發生 三ノ九 解決
使用労働者 七〇
労務局長 〇〇
関係労働組合 〇〇

内務省所属荒川上流改良工事従業員、労働争議ニ関ス件

(發生)

要旨

(1) 他三工場従業員、勞銀ト均等ナラシムル爲荒川筋戸田三工場、従業員ニ對シ勞銀一割値下ヲ
本月二日發表セリ

(2) 従業員之ヲ不服トシ中々労働組合長徳永正毅ニ報告得テ事務所長ニ會見勞銀引上げ事ヲ
要旨

内務省直轄荒川河川改良工事場中戸田三工場新河岸川淤出所々
属従業員ニ對シ本月三日勞銀約一割値下ヲ發表シタルヲ以テ